



ペットも大事な家族。予防注射を忘れずに

表① 狂犬病予防注射日程(集合)

日程	会場	時間
5月11日 (水曜日)	市立福吉公民館	9:30~10:00
	市立深江公民館	10:20~10:50
	市立一貴山公民館	11:10~11:40
	市立長糸公民館	13:30~13:50
	富集落センター	14:10~14:30
5月12日 (木曜日)	市立可也公民館	9:20~ 9:50
	潤公民館	10:15~10:35
	波多江中町公民館	10:55~11:25
	大門区公民館	13:20~13:50
	平原歴史公園駐車場	14:10~14:30
	市立雷山公民館	14:50~15:10

表② 糸島獣医師会の動物病院

病院名	住所	電話
かぶり動物病院	加布里69	(323)2566
神在動物医院	神在1387-2	(321)0454
心かつ動物病院	神在1373-7	(321)2565
浅野動物病院	高田4-4-33	(323)2486
西原獣医科医院	高田2-1-11	(324)1581
さこ動物病院	浦志2-5-6	(324)2539
ゆじ動物病院	荻浦583-1	(324)6941
有田動物病院	有田中央2-1-25	(322)0483
かじ動物クリニック	多久510-4	(321)0580
伊都どうぶつ病院	前原東3-5-3	(321)2299
志摩なかむら動物病院	志摩井田原59-8	(327)3623

問501624
糸島市生活環境課
☎(033)220688

④案内はがきの問診表は事前に記入しておく
日程 表①のとおり
※犬の登録や予防注射を怠ると、20万円以下の罰金に処せられます。
動物病院でもOK
予防注射は、動物病院でも受けられます。また、糸島獣医師会の動物病院(表②)では、注射済票や鑑札の交付も同時に受けられます。

ペットも家族の一員なのです

飼い主は責任を持って飼いましょう

「犬」と「人」が付き合い始めたのは、いつからだろう。人間の良きパートナーとして、また、家族の一員として1年以上も前から共に生きてきた「犬」。その「犬」たちが、フンの害や放し飼いや捨て飼いや、無責任な飼育などによって「人」に迷惑を掛けている。飼い主にとってはかわいい家族だが、他人から見れば、そうとは限らない。飼い主としての責任を持ち、愛情を持って育てることが求められている。



ペットはおもちゃではありません 生きています

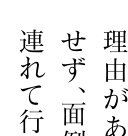
平成21年度、市内で保健所に持ち込まれた犬は41匹、猫は126匹もいます。中には、どうしても飼えない事情が起こり、泣く泣く手放す人もいれば、病気になったからと、病院にも連れて行かず、野犬として捕獲された犬は44匹。ほとんどが市民の

通報によって捕獲されます。これらは、もともと野犬ではなく、飼い主から捨てられた犬です。子どもたちは、拾った子犬などを飼いたがります。子犬は、何とかしてかわいいうちで抱っこできます。犬の寿命は12年から15年、家族の状況も変わります。最後まで責任を持って飼うかどうか、家族で話し合ってから決める必要があります。保健所に持ち込まれた犬



飼い主の知らないところで、愛犬が迷惑を掛けている

しかし、家の近くでフンされる人にとっては、迷惑な話。最近では運動場や公園などに連れて行く人もいますが、ここは子どもたちが集まり、遊ぶ場所です。フンの始末は飼い主の責任。フンの始末がされていなくても、ご近所や知り合いであれば、なかなか注意しにくいもの。トラブルの原因にもなります。面倒でも、ビニール袋やグッツを持参し、後始末をすることがたいせつです。



不幸な命を産ませないよう、手術などをこまごま

犬も人と同じ動物です。種の保存には、子孫が必要となります。犬は生まれてから1年ほど経つと子どもを産む犬の放し飼いは、県の条例で禁止されています。どんな理由があっても放し飼いをせず、面倒でも、毎日散歩に連れて行きましょう。一度飼ってしまったら家族の一員です。畜犬登録と年に1回の狂犬病の予防注射は、必ず受けさせましょう。**犬を飼ったらすぐ登録** 犬を飼いだした日(または生後90日を経過した日)から



畜犬登録と注射は法律によって義務付けられています

30日以内に登録の申請をしましょう。
登録費用 3000円
年に1回の狂犬病予防注射 生後91日以上の飼い犬には、毎年1回、狂犬病の予防注射が必要です。忘れず接種を受けさせましょう。
注射費用 3050円
注射時期 4月から6月
鑑札の再交付 (鑑札を紛失した場合) 1600円
持参するもの 費用と鑑札、案内はがき(案内はがきが届いていない場合は、会場ですぐ手続きしてください)



注意事項

- ①犬を押さえられる人が連れてくる
- ②かみつく恐れのある犬には、口輪などを着ける
- ③釣り銭が要らないようにしておく

ようになります。4匹から5匹の子犬が1年間に2回も生まれます。生まれた子犬の飼い主が決まれば良いのですが、決まらなかった場合は、その処置に困ることになります。不要犬として処分したり、捨てて野犬にしないため、飼い主は、次の努力をする必要があります。

②自分で里親を探そう
不要の子犬や子猫が生まれた場合は、里親を探し、生存の機会を与えましょう。



フンの始末をすることは、飼い主の基本的マナーです

本来きれいな犬は、飼われている近くではフンを出さないといわれます。そこで、散歩するときに待ち、戸外でフンをするのです。



草むらだからフンをそのままにしゃいけいワン